

講師用マニュアル

令和6年度版 わたしたちの生活と税



協力: 全国中学校社会科教育研究会



パワーポイント教材を 活用されるに当たってのお願い

この副教材は、生徒に「税の本質」を学ばせることを念頭において作成しています。

基本的には、パワーポイント教材の差し替えは、授業をされる方の自由としていますが、「税の本質」を考えさせる、授業構成案の2～9については、授業に取り入れていただきますようお願いします。

なお、学習を進めるに当たっては、生徒に自由に意見を発表させ、主体的に考えさせることに重点を置いたものになるよう配意願います。

「税の本質」

- 税は公共サービスの対価
- 自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体
- 税の使い道を監視する（関心を持つ）

授業構成案

1	1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう①	
2	1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう②	
3	1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう③	
4	2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①－1	
5	2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①－2	
6	2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？②	
7	2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？③	
8	3. 今までの議論をまとめてみよう	
9	4. 国の財政をみてみよう①	
10	4. 国の財政をみてみよう②	
11	4. 国の財政をみてみよう③	
12	4. 国の財政をみてみよう④	
13	5. 税の国際比較①	
14	5. 税の国際比較②	
15	6. これからの社会と税を考えてみよう	
16	7. おわりに	
17	地方の財政①歳入	サイドストーリー
18	地方の財政②歳出	サイドストーリー

* ビデオ教材を国税庁のHP内でご提供しています。

→<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/video/index.htm#anime>

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう①



■ねらい

税についての学習を始めるに当たって、身近な「税」を自由に発表させることにより、まず税に興味を持たせる。

■学習内容

税の種類や仕組み、その特徴にも触れながら「税」が私たちの生活にどのように関わっているのかを理解させ、なぜ、いろいろな税があるのかを考えさせる。

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう①

わたしたちの身の回りには、さまざまな税とのかかわりがあります。

給料をもらったら!? 所得税・住民税 (国税) (地方税)

土地や建物などを所有しているときは!? 固定資産税 (地方税)

お店で買い物をしたときは!? 消費税・地方消費税 (国税) (地方税)

車を持っていると!? 自動車税 (地方税)

温泉に入ったときは!? 入湯税 (地方税)

みんなで調べてみよう!

他にはどんな税があるのだろう?
これらの税は、だれが、どんな方法で、どこに納めるのだろう?

■消費税

10%の消費税のうち

→7.8%は国へ

→2.2%は都道府県へ

■消費税の歴史

1988年 消費税法成立

1989年 消費税法施行 税率3%

1997年 税率5%に引き上げ

2004年 「税別」表示から
「総額表示」義務付け

2014年 税率8%に引き上げ

2019年 税率10%に引き上げ
(軽減税率8%導入)

〔参考〕

■税の種類

地方税	国税	所得税，法人税，相続税，贈与税，消費税，酒税，たばこ税，自動車重量税，印紙税，登録免許税，関税など
	道府県税	道府県民税，事業税，自動車税，固定資産税（特例分），地方消費税，不動産取得税，道府県たばこ税，ゴルフ場利用税，自動車取得税など
	市町村税	市町村民税，固定資産税，事業所税，軽自動車税，市町村たばこ税，入湯税など

■税の分類方法

●「どこに納めるか」による分類

→国税・地方税

●「何に対して課税するか」による分類

→所得課税・消費課税・資産課税

●「納め方」による分類

→直接税・間接税

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう②

■ねらい

「公共サービス」や「公共施設」（いわゆる「公的サービス」）を利用するのになぜ利用料がかからないのか（利用料という形で個々の利用者から徴収しないか）を、ごみ収集・警察・消防などを例に理解させ、これらの「公的サービス」が「税」で賄われていることを理解させる。

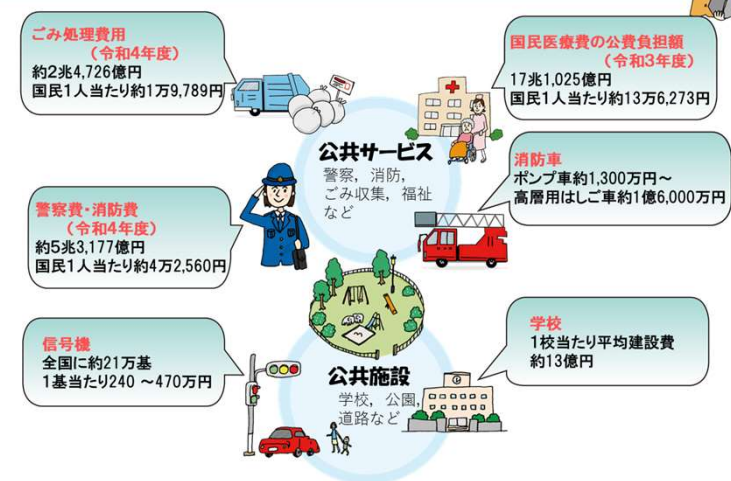
■学習内容

具体的に身近な財政支出の例を挙げて、多くのコストがかかっていることを理解させる。

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう②

わたしたちの身の回りには、国や地方公共団体（都道府県、市（区）町村）による「公共サービス」や「公共施設」があります。

これらを提供するためには、たくさんの費用がかかります。



■公共施設

公立学校や公園、道路など、誰もが利用できる施設。

■公共施設の数

	令和5年4月現在
警察署	1,149
交番	6,239
駐在所	6,026
消防本部	722
消防署	1,714
消防出張所	3,093

■公共サービス

ごみの収集や処理、警察や消防など、生活に欠くことができないもので、民間の経済活動では生み出せないサービス。

■公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されている。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が「公共サービス」として提供している。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の便益を妨げないという性格から、市場から全く提供されない可能性がある。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがある。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービス

は、なくてはならないものである。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来、その基本的な役割とされてきた。水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりするために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものである。さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、社会保障によって、貧しい人を社会全体で支えたり、病気、障がい、老齢などに伴う生活上の不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となる。

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう③



■ねらい

「税」とはなにか、なぜ必要かを議論を通じて理解させる。

■学習内容

- 「税」は公共サービスの対価であること。
- 国や地方は「公共サービス」を提供するための費用を「税」という形で調達していること。
- 「公共サービス」を受け取るのに1円も支払っていないので無料のようだが、みんなで負担した税で「公共サービス」が提供されていること。

以上のことを、生徒たちに議論させることを通じて理解させる。

1. わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう③

公立学校の児童・生徒1人当たりの公費負担教育費(令和3年度)



みんなで調べてみよう!

もし「公共サービス」などがなかったらどうなるだろう?
これらの「公共サービス」などに必要な費用はどうやってまかなうのだろう?

3

■年間教育費の公費負担額(公立学校の児童・生徒1人当たり): 令和3年度

小学生	約921,000円
中学生	約1,067,000円
高校生(全日制)	約1,129,000円

義務教育9年間で

$$921,000円 \times 6年 + 1,067,000円 \times 3年 = 8,727,000円$$

高校3年間で

$$1,129,000円 \times 3年 = 3,387,000円$$

■教育費の行政機関別負担割合(令和6年4月現在)

	負担割合	
	国	地方
先生の給料	1	2
教科書	1	0
実験器具等購入(注2)	1	1

- (注) 1 小・中学校の教育費の負担割合
2 ただし、国の補助を受けるためには一定の要件が必要。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-1

■ねらい

アメリカを例に、アメリカ独立の根底にある、市民の税に対する考え方を理解させる。

■学習内容

「代表なくして課税なし」の言葉に込められた意味を考え話し合う。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-1

～税にまつわるエピソード～

2つのエピソードを参考に考えてみよう！

税ってなんだろう？
なぜ、税が必要なのだろう？



①【アメリカ独立戦争と税】

「代表なくして課税なし」 “No taxation without representation”

18世紀後半のアメリカ独立戦争は、母国イギリスが行った不当な課税に納得できないということで始まりました。

この不当な課税に対する反対運動の中で、パトリック・ヘンリーらの「代表なくして課税なし」という言葉が生まれました。

この言葉にこめられた、当時のアメリカの人々の※「強い意識」がきっかけとなり、やがて、1776年のアメリカ独立宣言につながります。

※「強い意識」

- 自分たちの代表者がいないところで決められた税は、納める必要がない。
- 自分たちの国を支えるためには、自分たち一人ひとりが税を納めなければいけない。

4

■パトリック・ヘンリー

1736～1799年。アメリカの政治家。
(ヴァージニア代表。リンカーンと並んでアメリカ合衆国最大の演説の名手の一人に数えられる。)

「我に自由を与えよ！しからずんば死を」(1775年3月23日、ヴァージニア植民地協議会での有名な演説の一節。アメリカ独立の気運を盛り上げていった。)

～ アメリカ独立までのあゆみ ～

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1765年 ●英・印紙条例制定(新聞、書類等への課税) | 1767年 ●英・タウンゼンド条例
(茶、紙、ガラス等への課税) |
| ●印紙条例反対決議案
(ヴァージニア植民地協議会代表パトリック・ヘンリーら) | 1770年 ●ボストン大虐殺→茶以外の課税停止 |
| →「代表なくして課税なし」 | 1773年 ●ボストン茶会事件 |
| ●各地でイギリスに対するボイコット運動 | 1774年 ●英・ボストン港閉鎖 |
| 1766年 ●英・印紙条例廃止 | 1775年 ●独立戦争(～1783年) |
| | 1776年 ●米・独立宣言 |

■アメリカ人の税に対する思い

税がきっかけとなり、アメリカ独立戦争は起こった。そのため、アメリカ人には、自分たちの国を築き上げたという自覚・思いがあるので、税を進んで支払い、その使い道にも強い関心を持っている。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-2



■ねらい

生徒に「なぜ納税が必要なのか」を考えさせるためのヒントとして、福澤諭吉が著書「学問のすすめ」の中で、欧米の租税思想を紹介し、「税は約束」と説いていることを説明する。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-2



②【福澤諭吉と税】

1872年に福澤諭吉が発表した『学問のすすめ』の中に、税金とは国民と国との約束であると述べられています。

『学問のすすめ』より

「政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。

この商売をなすには莫大な費なれども、政府に米もなく金もなきゆえ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄わんと、双方一致の上、相談を取極めたり。

これ即ち政府と人民の約束なり。」

■訳

「政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する（人々の生活や安全を守る）。しかし、それを行うには多くの費用が必要になるが、政府自体にはそのお金がないので、税金としてみんなに負担してもらう。これは政府と国民双方が一致した約束である。」



資料提供：福澤諭吉旧邸・福澤諭吉記念館

■「学問のすすめ」

1872年から1876年までに発表した17編の小冊子。当時の大ベストセラーとなり、1880年までに70万部に及んだと伝えられる。

福澤が初めて新しい時代の方角を示す思想を展開し、人間平等、実学の重要性、国家の独立、新しい社会の建設を説いている。

■福澤諭吉

1835～1901年。明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶應義塾大学創設者。

■訳

「政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する（人々の生活や安全を守る）。しかし、それを行うには多くの費用が必要になるが、政府自体にはそのお金がないので、税金としてみんなに負担してもらう。これは政府と国民双方が一致した約束である。」

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？②

■ねらい

「税にまつわるエピソード」も参考に、国民の生活と福祉の向上を図るため、国の支出の在り方を自らの代表者が決めることと、国を支える税を国民が負担することは、民主主義の基本であるという「税の本質」を理解させる。また、納税は憲法で定められた国民の義務であることを理解させる。

■学習内容

●「納税者」は本来「税を納め、その使い道を監視する人」である。「なぜ、納税の義務が憲法で定められているのか？」を問いかけ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義と役割について考えさせる。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？②

納税の義務は憲法で定められています。



【日本国憲法第30条】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。



みんなで議論してみよう！

なぜ、「納税の義務」が憲法で定められているのだろうか？

6

■国家の課税権

国を支える税は国民が負担しているが、税を納めない者がいると不公平になるため、ある種の強制力が必要。そのため、憲法で納税の義務を定めている。

（参考）大島訴訟（サラリーマン税金訴訟）判決として有名な最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）も「およそ民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている（84条）」と述べている。

■国民の三大義務

●納税の義務（憲法第30条）

●勤労の義務（憲法第27条）

1. すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3. 児童は、これを酷使してはならない。

●普通教育を受けさせる義務（憲法第26条）

1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。
2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？③

■ねらい

「税」についての民主主義の基本原則を理解させる。

■学習内容

- ① 法律に基づいて課税された税を国民が負担する。
- ② 国の支出の在り方（どういう公共サービスを提供するのか）を決める。

①税に関する法律、②税の使い道（予算）は国会・地方議会で、国民の代表である議員によって決定される。その議員を選ぶのは、③18歳以上の有権者による選挙。

これらが、「税」についての民主主義の基本原則。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？③

税に関する法律(税負担の方法)と税の使いみち(予算)は、国民の代表者である議員が国会で決めています。



民主主義の基本

政治への参加と国を支える税金を国民が負担することが、対になっているのが、民主主義の基本です。

■租税法律主義

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」（憲法第84条）

⇒法律によらなければ、国家は租税を賦課徴収できず、一方国民は租税を負担することはないという原則

3. 今までの議論をまとめてみよう

■ねらい

今までの議論をまとめて、「税の本質」を理解させる。

■学習内容

税の使い道の決め方や、国民生活との関係を理解させ、政治への参加と国を支える税金を国民が負担することが、対になっているのが、民主主義の基本であることを理解させる。

また、その使い道をしっかりと監視していくことの重要性を理解させる。

3. 今までの議論をまとめてみよう

今までの議論を振り返ると税の本質が見えてくる。

つまり、
税の本質とは..

- 税は公共サービスの対価
- 自らの代表が、国の支出のあり方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体
- 税の使いみちを監視する(関心を持つ)ことも納税者として重要



税はわたしたちの暮らしを豊かで安全にするものなのね。



税は「社会共通の費用をまかなうための会費」といえるね。
わたしたちは、主権者として税の使いみちにも関心を持たなければいけないね。

8

■「税の本質」

- 税は公共サービスの対価。
- 自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体。
- 税の使い道を監視する(関心をもつ)ことも納税者として重要。

4. 国の財政をみてみよう①

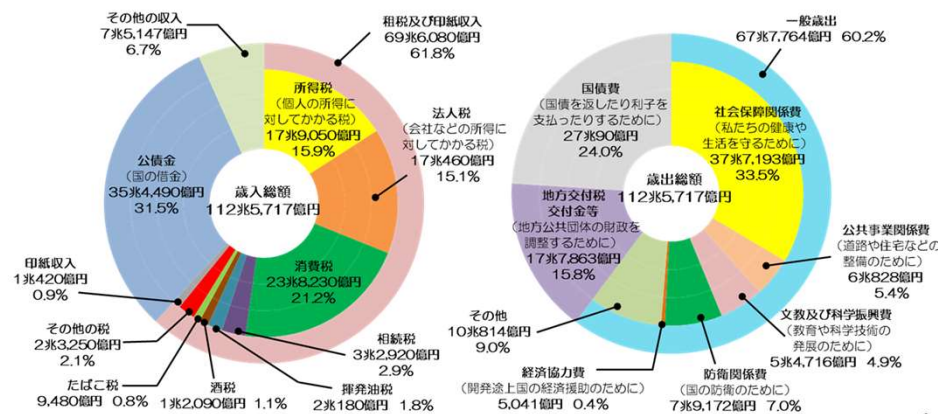
■ねらい

国の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。

4. 国の財政をみてみよう①

1年間に得た国の収入を「歳入」、支出を「歳出」といい、国や地方公共団体が行う経済活動を「財政」といいます。

令和6年度 国の一般会計当初予算



9

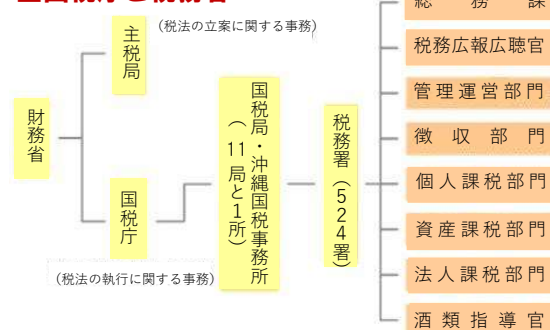
■税収と公債金

国の収入の約62%が「税収」、約32%が「公債金」。「公債金」とは国の借金のことで、元本の返済や利子の支払いなどの負担を、将来の世代に残すことになる。

■国の歳出

国の支出の約7割を、社会保障関係費・国債費（借金の返済と利子の支払い）・地方交付税交付金等で占める。

■国税庁と税務署



国税庁は財務省に属する行政機関で、国税の賦課や徴収などの仕事をしている。

全国に11の国税局と沖縄国税事務所があり、それらの下に身近な窓口として524の税務署がある。

4. 国の財政をみてみよう②



■ねらい

財政の役割について、
理解させる。

4. 国の財政をみてみよう②

財政の役割とは...

①公共サービスや社会資本を提供する

国民の生活の安全やその向上を図るために、
社会に必要な警察や消防、教育などの公共
サービスが行われたり、公園などの公共施設
の設置を行っています。

②所得の開きを縮める

日本の所得税は、所得が大きくなる
ほど税負担が大きくなる累進課税制
度がとられています。

③景気の動きを整える

好景気のときには税負担が増え、
景気の過熱にブレーキをかけ、不
景気のときには税負担が減り、景
気の落ち込みをゆるめます。



10

■財政の役割

私たちの生活に必要であっても、
利潤を追い求める民間の経済活動で
は生み出せないサービスや施設を提
供する。

■財政の機能

財政の役割は多方面にわたり複雑になってきているが、これを国民経済的な機能という観点から整理すると、「資源配分機能」（公共サービスや社会資本を提供する）、「所得再分配機能」（所得の開きを縮める）、「景気調整機能」（景気の働きを整える）の3つに大別できる。

4. 国の財政をみてみよう③



■ねらい
国の財政状況について
理解させる。

4. 国の財政をみてみよう③

国の財布をのぞいてみたら...

国の財政を家計に例えた場合

令和6年度財政収支		1年間分の家計に例えた場合	
＜収入＞		＜収入＞	
税収+税外収入	77.2兆円	年収	772万円
＜支出＞		＜支出＞	
一般歳出等	85.6兆円	家計費	856万円
国債費	27.0兆円	ローン返済	270万円
支出計	112.6兆円	支出計	1,126万円
公債金（借金）	35.4兆円	不足分（借金）	354万円
公債残高	約1,105兆円	ローン残高	約1億1,050万円

こうして借金が累積して、年度末には・・・

（注）四捨五入によるため、合計が一致しないものがあります。

11

■国の財政を家計に例えたら

年収772万円に対して、年間支出1,126万円の生活を送っている。その結果、新たに354万円の新規借入を行っており、約1億1,050万円のローンを抱えている状態である。

4. 国の財政をみてみよう④



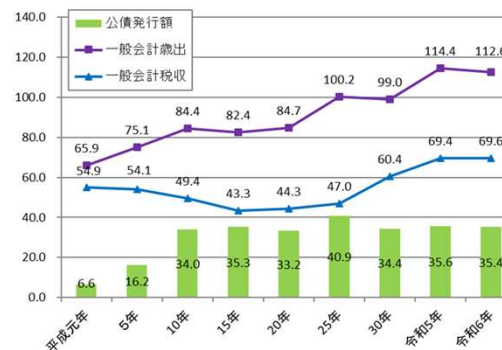
■ねらい

国の歳出・歳入の状況について理解させる。

4. 国の財政をみてみよう④



一般会計における歳出・歳入の状況



※ 令和5年度以前は決算額、令和6年度は予算額である。



みんなで議論してみよう！

歳出と歳入には大きなギャップ（財政赤字）があります。
このまま国債を発行しつづけたら、どうなるのだろう？
納税者として国の財政をみんなで考えよう！

12

■一般会計における歳出・歳入の状況

歳出が歳入（税収）を上回る状況（財政赤字）が続いており、借金である公債の発行によって賄われている。

5. 税の国際比較①



■ねらい

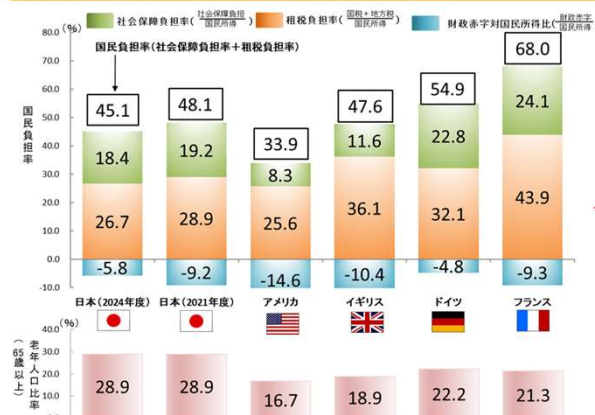
諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

5. 税の国際比較①

税について、日本と諸外国を比べてみよう。



国民負担率と老年人口比率



現在、日本の国民負担率は主要先進国と比べ低い水準にあります。今後は、日本の急速な高齢化を念頭に置いて考えていく必要があります。

注) 1. 日本の2024年度は見通し、2021年度は実績。ドイツについては推計による2021年暫定値、それ以外の国は実績値。
2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース。
3. 老年人口比率はいずれも2021年推計値。
4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計額と一致しないことがあります。

13

■国民負担率の国際比較

国民負担率とは、租税負担と社会保障負担（社会保険料など）の合計が、国民所得に占める割合のこと。社会保障の進んだ国では、社会保障の必要な老年人口の割合に比較して、国民負担率（社会保障負担率や租税負担率）が高くなっている。（高福祉・高負担）

日本の国民負担率は、主要先進国に比べると低い水準にある。これは、公共サービスや社会資本の提供に対し、相応の負担を行わず、公債金収入で賄ってきたからである。その結果、財政赤字という形でその負担を将来の世代に先送りしていると考えられる。

5. 税の国際比較②



■ねらい

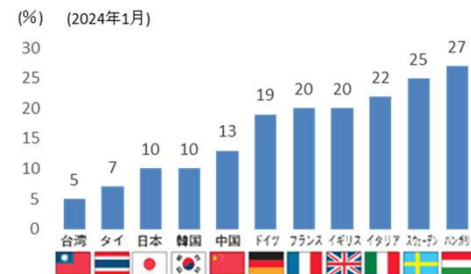
諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

5. 税の国際比較②



消費税(付加価値税)の課税標準税率

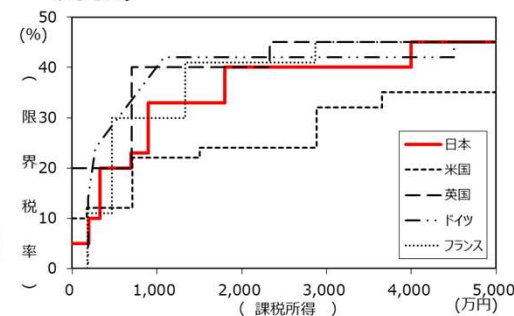
消費税(付加価値税)はフランスで1954年に初めて導入されましたが、これと同じような税は全世界150以上の国・地域で採用されています。



注) 1. 日本の消費税率10%のうち2.2%は地方消費税(地方税)です。
2. アメリカは州、郡、市により、小売売上税が課されています。

所得税率

日本の所得税は諸外国と同様に所得が多い人ほど税率が高くなる累進構造をとっており、再分配機能の回復を図るため、平成27年(2015年)分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。



14

■消費税(付加価値税)の標準税率

我が国の消費税率は、主要国の中では、最低の水準にあります。一方、諸外国では、消費税(付加価値税)は基幹税として主要な位置を占めており、EU加盟国では、標準税率を15%以上とすることが義務づけられている。

■所得税率の国際比較

所得税の税率は、収入が多くなるほど高い割合になっている。この所得が多い人ほど税率が高くなるしくみを累進課税といい、国民にはそれぞれの所得に応じた税金を納めてもらおうという考え方に基いている。

6. これからの社会と税を考えてみよう

■ねらい

これからの社会を考えるに当たって、日本が抱える問題の一つである「少子・高齢化」について説明する。さらに、「少子・高齢化」が進むとどんな影響が出てくるのかを理解させる。

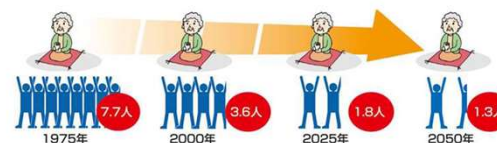
6. これからの社会と税を考えてみよう

少子高齢化はこれからの社会にとって重要な課題です。

社会保障給付費と社会保険料収入の推移



働き手(20~64歳)と高齢者(65歳以上)の比率



少子高齢化の問題の一つは、社会保障関係費が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する担い手が減っていくことです。

■社会保障給付費と社会保険料収入の推移について

我が国では、高齢化の進展等に伴って、社会保障給付費が大きく伸びてきている。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しているため、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にある。この差額は、主に、国や地方自治体の税負担で賄われることとなる。

■少子・高齢化について

少子・高齢化の原因は、お年寄りの平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことである。

少子・高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことである。

老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金。政府からどれだけ公共サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要がある。

7. おわりに



■ねらい

私たちが、これからも健康で文化的な生活を送るためには、税の在り方を一人ひとりが真剣に考えていく必要があることを理解させる。

7. おわりに



豊かで安心して暮らせる未来のためには、
公平な税負担と給付の関係について、
わたしたち一人ひとりが考えることが大切です。



16



■ねらい

地方の歳入の内訳がどうなっているのかを理解させる。

もっと税について調べてみよう

地方の財政①歳入

サイドストーリー

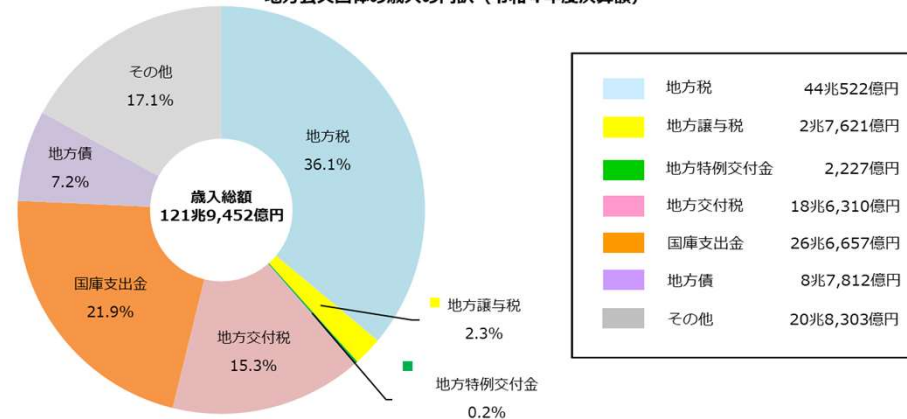
国の歳入と同じく租税が地方の財政を支えています。



グラフから見えてくる

地方公共団体の歳入の多くは地方税と国からの給付金です。

地方公共団体の歳入の内訳（令和4年度決算額）



17

■地方交付税

各地方公共団体は、その地域の経済状況や規模によって、地方税収など財政力に差が生じる。

そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに差がでないよう、国が各地方公共団体の財政力の差を調整するために支出するものである。

■国庫支出金

国と地方公共団体が協力して行う事業の財源にあてるため、国が補助金・負担金として支出するものである。



■ねらい

地方の歳出の内訳がどうなっているのかを理解させる。

もっと税について調べてみよう

地方の財政-②歳出

サイドストーリー

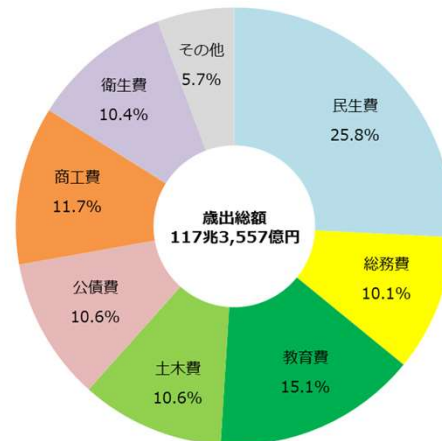
地方公共団体は、私たちのふだんの暮らしに結びついた公共サービスを行っています。



グラフから見えてくる

地方では住人の生活を支えるためにお金を使っています。

地方公共団体の歳出の内訳（令和4年度決算額）



民生費	30兆2,720億円
総務費	11兆8,847億円
教育費	17兆7,681億円
土木費	12兆4,444億円
公債費	12兆3,964億円
商工費	13兆6,786億円
衛生費	12兆2,250億円
その他	6兆6,863億円